

平成 23 年度 南関町の財政の健全化判断比率等の状況

平成 19 年 6 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、町財政の健全性を判断するために、4 つの指標（「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」）と「資金不足比率」を算定し、公表することとしています。

この指標によって、町の財政状況が判断でき、財政の健全化対策を講じることが可能になり、財政破綻を未然に防止することができます。

この指標には、「早期健全化基準」と「財政再生基準」の 2 つの基準が設けられており、これらの基準を上回ると、財政状況が悪化しているとされ、財政健全化計画を策定し、自主的な改善努力を行わなければなりません。

町の平成 23 年度決算に基づく健全化判断比率等は以下のとおりです。

健全化判断比率

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
南関町の比率	—	—	8.5%	2.9%
早期健全化基準	15.00%	20.00%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%	—

・実質赤字比率

南関町の一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す指標です。

普通会計の収支が赤字である場合、標準財政規模（町が標準的な状態で通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模）に占める割合です。南関町の一般会計は実質収支が黒字であるため、表示は「—」となっています。

・連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、町全体としての赤字の程度を指標化することにより、財政運営の深刻度を示す指標です。

普通会計と公営企業会計を合わせた町全体の収支が赤字である場合、標準財政規模に占める割合です。町はすべての会計において赤字ではないため、表示は「—」となっています。

・実質公債費比率

借金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す指標で、標準財政規模に占める公債費（借金の返済額）の割合の 3 年間の平均です。

町の比率は 8.5% で早期健全化基準を下回っています。

・将来負担比率

一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。

町の比率は2.9%で早期健全化基準を下回っています。

資金不足比率

区 分	公共下水道事業会計	簡易水道事業会計	浄化槽整備推進事業会計
南関町の比率	—	—	—
経営健全化基準	20.00%	20.00%	20.00%

・資金不足比率

財政健全化判断比率と同じく財政健全化法で新たに定められ、自治体が運営する公営企業の健全度を測る指標です。町では、下水道、簡易水道、浄化槽の3会計における資金の不足額（実質赤字額、流動負債から流動資産を差し引いた額）の事業規模（受託工事収益額等を除く営業収益額）に対する割合です。いずれの会計も資金不足額なしのため、資金不足比率の表示は「—」となっています。

※算定結果

上記の健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、健全化判断基準をいずれも下回っており、財政健全化法上は、町の財政状況は健全であるという結果になりました。

今後も引き続き健全な財政を維持するために、借入金の抑制、行政改革による自主財源の確保や歳出削減など、将来負担の軽減に努めていきます。